



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年1月14日火曜日 第70号

◇ 目 次 ◇ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (保健福祉課)15

告 示

知事指定薬物の指定の失効..... (薬務衛生課)19

都市計画の変更（追加）案の縦覧..... (都市計画課)19

土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課)20

道路の区域変更（県道松山川内自転車道線）..... (中予地方局管理課)20

道路の供用開始（ " ）..... (")20

道路の区域変更（県道直瀬洪草線）..... (中予地方局久万高原土木事務所)20

医師の指定..... (福祉総合支援センター)20

指定医師の所在地の変更..... (")21

指定医師の辞退の届出..... (")21

規 則

○愛媛県規則第3号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年1月14日

愛媛県知事 中村時広

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表1（第3条関係）</p> <p>救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。</p> <p>エ 福祉避難所（高齢者、障害者等であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設を借り上げ、これを供与することができる。</p> <p>カ 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p>	<p>別表1（第3条関係）</p> <p>救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり320円以内とする。</p> <p>エ 福祉避難所（高齢者、障害者等であつて避難所での生活__において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>オ 避難所での生活__が長期にわたる場合等においては、避難所に避難__している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設を借り上げ、これを供与することができる。</p> <p>カ 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p>

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものである。

ア 建設型応急住宅

- (ア) 建設型応急住宅の設置に当たつては、原則として、公有地を利用する。ただし、公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。
- (イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。
- (ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、50戸未満の場合においても、戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。
- (エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、日常の生活上特別な配慮を要する複数の高齢者、障害者等に供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。
- (オ) 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。
- (カ) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限まで（最高2年以内）とする。
- (キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う当該建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

- (ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、当該地域の実情に応じた額とする。
- (イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日以後速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
- (ウ) 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、ア(カ)と同様とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 省略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

エ 省略

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）その他適切な方法により供与するものである。

ア 建設型仮設住宅

- (ア) 建設型仮設住宅の設置に当たつては、原則として、公有地を利用する。ただし、公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。
- (イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,610,000円以内とする。
- (ウ) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、50戸未満の場合においても、戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。
- (エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、日常の生活上特別な配慮を要する複数の高齢者、障害者等に供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置することができる。
- (オ) 建設型仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。
- (カ) 建設型仮設住宅を供与することができる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限まで（最高2年以内）とする。
- (キ) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う当該建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。

イ 借上型仮設住宅

- (ア) 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、当該地域の実情に応じた額とする。
- (イ) 借上型仮設住宅は、災害発生の日以後速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
- (ウ) 借上型仮設住宅を供与することができる期間は、ア(カ)と同様とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 省略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,140円以内とする。

エ 省略

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に定める額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(7) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
	10月から翌年3月まで	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400

(4) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	省略
	10月から翌年3月まで	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	円 3,600

工 省略

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(7) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 595,000円

(4) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

ウ・エ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に定める額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(7) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 18,500	円 23,800	円 35,100	円 42,000	円 53,200	円 7,800
	10月から翌年3月まで	円 30,600	円 39,700	円 55,200	円 64,500	円 81,200	円 11,200

(4) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 6,000	円 8,100	円 12,200	円 14,800	円 18,700	省略
	10月から翌年3月まで	円 9,800	円 12,800	円 18,100	円 21,500	円 27,100	円 3,500

工 省略

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し若しくは半焼し_____、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1戸当たり584,000円_____以内とする。

ウ・エ 省略

7 省略

8 学用品の給与
ア・イ 省略
ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に定める額以内とする。
(ア) 省略
(イ) 文房具及び通学用品費
小学校児童 1人当たり 4,500円
中学校生徒 1人当たり 4,800円
高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

エ 省略

9 埋葬
ア・イ 省略
ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人 215,200円以内、小人 172,000円以内とする。

エ 省略

10 死体の捜索及び処理
(1) 省略
(2) 死体の処理
ア～ウ 省略
エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。
(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり 3,500円以内の額とする。
(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり 5,400円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
(ウ) 省略

オ 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去
ア 省略
イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行つた1世帯当たり平均 137,900円以内とする。

ウ 省略

12 省略

別表2(第11条関係)
実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者
(1) 日当
ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,200円以内
イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 15,600円以内
ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,700円以内

エ 省略
オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,300円以内

7 省略

8 学用品の給与
ア・イ 省略
ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に定める額以内とする。
(ア) 省略
(イ) 文房具及び通学用品費
小学校児童 1人当たり 4,400円
中学校生徒 1人当たり 4,700円
高等学校等生徒 1人当たり 5,100円

エ 省略

9 埋葬
ア・イ 省略
ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人 211,300円以内、小人 168,900円以内とする。

エ 省略

10 死体の捜索及び処理
(1) 省略
(2) 死体の処理
ア～ウ 省略
エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。
(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり 3,400円以内の額とする。
(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり 5,300円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
(ウ) 省略

オ 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去
ア 省略
イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行つた1世帯当たり平均 135,400円以内とする。

ウ 省略

12 省略

別表2(第11条関係)
実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者
(1) 日当
ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,500円以内
イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 15,700円以内
ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,800円以内

エ 省略
オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,600円以内

カ～ク 省略

(2)・(3) 省略

2 省略

様式第8号(第8条、第9条関係)

(表) 省略

(裏)

省略

1～4 省略

5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

様式第12号(第13条関係)

1ページ・2ページ 省略

3ページ

省略

(都道府県知事等の立入検査等)

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

省略

第34条 第6条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項若しくは第2項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第6条第2項若しくは第10条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

4ページ 省略

カ～ク 省略

(2)・(3) 省略

2 省略

様式第8号(第8条、第9条関係)

(表) 省略

(裏)

省略

1～4 省略

5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

様式第12号(第13条関係)

1ページ・2ページ 省略

3ページ

省略

(都道府県知事 〃 の立入検査等)

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事 〃 は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事 〃 は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

省略

第33条 第6条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項若しくは第2項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第6条第2項若しくは第10条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

4ページ 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 改正後の災害救助法施行細則別表1及び別表2の規定は、令和元年10月1日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第26号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和2年1月14日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定が失効する知事指定薬物の名称
(1) メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-フェニルプロパノアート及びその塩類
(2) 2-(ブチルアミノ)-1-(4-クロロフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類
(3) 3-[1-(エチルアミノ)シクロヘキシル]フェノール及

びその塩類

(4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

令和元年12月27日

○愛媛県告示第27号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び宇和島市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和2年1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

宇和島都市計画道路

3・3・31 住吉町坂下津線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 宇和島市明倫町の一部

○愛媛県告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、

道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年1月14日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 岡 正 勝	松山市上野町甲70番地

○愛媛県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山川内自転車道線	伊予郡松前町大字中川原字横枕273番3地先から 同大字字新開73番1地先まで	旧	メートル 3.0	キロメートル 0.082	
			新	3.0～5.5	0.083	

○愛媛県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内自転車道線	伊予郡松前町大字中川原字横枕273番3地先から 同大字字新開73番1地先まで	令和2年1月14日

○愛媛県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	直瀬淡草線	上浮穴郡久万高原町相の峰416番2地先から 同町相の峰783番2地先まで	旧	メートル 2.9～10.0	キロメートル 0.814	
		上浮穴郡久万高原町相の峰416番2から 同町相の峰783番2まで	新	2.9～52.0 7.0～47.0	0.814 0.663	

○愛媛県告示第32号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和2年1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	市立八幡浜総合病院	大西智也	八幡浜市大平1番耕地638番地	令和2年1月1日
肢体不自由	内科	西条市民病院	堀川慶一	西条市小松町妙口甲1521番地	令和2年1月1日
肢体不自由、平衡・音声・言語機能障害	脳神経外科	大洲中央病院	西川真弘	大洲市東大洲5番地	令和2年1月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内科	大洲中央病院	浅川建史	大洲市東大洲5番地	令和2年1月1日

○愛媛県告示第33号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和2年1月14日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
岡本傳男	村上記念病院	西条市大町739番地	大洲中央病院	大洲市東大洲5番地	令和元年12月1日

○愛媛県告示第34号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和2年1月14日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	消化器外科	愛媛県立新居浜病院	神崎雅之	新居浜市本郷3丁目1番1号	令和元年12月9日
肢体不自由	脳神経外科	市立宇和島病院	西川真弘	宇和島市御殿町1番1号	令和元年12月20日